

大規模災害時における被害状況調査
の支援協力に関する協定書

平成20年7月17日

鹿 児 島 県

(社)鹿児島県測量設計業協会

大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と社団法人鹿児島県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震災害、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における、乙の社会貢献（ボランティア）活動の一環として行う被害状況調査（以下「調査」という）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設等（以下「公共土木施設等」という。）が、大規模災害時に被害を受けた場合において、被害状況の速やかな把握を目的とし、甲が乙に対し支援協力を求めるに当たり、必要な基本的事項を定める。

（対象となる大規模災害）

第2条 この協定の対象となる大規模災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項及び同法第40条第1項の規定により作成された鹿児島県地域防災計画に基づき、鹿児島県災害対策本部が設置された場合
- (2) その他前号と同程度の災害で、甲が乙の支援協力を必要であると認めた場合

（支援協力の内容）

第3条 甲が乙に対し支援協力を要請する調査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設等の被災情報の収集及び甲に対する報告
 - ア 公共土木施設等の被災状況の目視等による調査
 - イ 公共土木施設等の被災状況の写真撮影
 - ウ 公共土木施設等の被災状況の概略図の作成
- (2) 費用を伴わない範囲での技術的助言

（支援協力の要請）

第4条 甲は、前条の支援協力を要請する必要があると認めたときは、乙に対して、書面により協力を要請することができる。

（調査の実施及び報告）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとし、応諾後、直ちに調査を実施する者を選定し、甲に報告するとともに、速やかに被害箇所の調査を実施し、その調査結果を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 調査の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

(調査の連絡体制)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ本協定に基づく調査の連絡体制を定めるものとする。

2 前項の連絡体制を定めた場合又はこれを変更した場合、甲及び乙は、速やかに相互に報告するものとする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づいて調査に従事した者（以下「従事者」という。）が当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、業務従事者を雇用する乙の会員の責任において行うものとする。

(実施要領)

第9条 この協定に基づく調査の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(協定の効力)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年7月17日

甲 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿 児 島 県
鹿児島県知事 伊 藤 祐一郎



乙 鹿児島市真砂町48番1号
社団法人鹿児島県測量設計業協会
会 長 福 田 光



大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定に係る実施要領

「大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第9条の規定に基づく調査の実施に関する運用は以下のとおりとする。

1 甲の管理する公共土木施設等（第1条関係）

協定書第1条に規定する「甲の管理する公共土木施設等」とは、現有公共土木施設のみならず、新たに公共土木施設の設置が予想される災害箇所も支援協力の対象とする。

2 被害状況の速やかな把握（第1条関係）に必要な支援協力の期間

協定書第1条に規定する「被害状況の速やかな把握」に必要な支援協力の期間は、災害発生時から災害報告までの期間とし、災害報告以降に実施する災害査定や復旧工事に必要な測量等は含まない。

3 対象となる大規模災害（第2条（2）関係）

協定書第2条（2）に規定する「甲が乙の支援協力を必要であると認めた場合」の対象となる大規模災害とは、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設等に広範囲又は大規模な被害が発生したとき。
- (2) その他災害に関する情報収集を緊急に実施する必要があるとき。

4 支援協力を要請する者（第4条関係）

協定書第4条に規定する書面による要請は、各地域振興局又は各支庁の建設部の長（以下「建設部長」という。）が行うものとする。

5 支援協力を要請する必要があると認めたとき（第4条関係）

協定書第4条に規定する「支援協力を要請する必要があると認めたとき」とは、建設部長が、所管区域内の災害発生状況を総合的に勘案し、所属職員のみでは被害状況の速やかな把握が困難であると判断した場合とする。

6 協力要請の方法等（第4条関係）

- (1) 協定書第4条に基づく調査の要請は、次に掲げる事項を記載した文書（別記様式第1号）をもって行うものとする。

ただし、書面をもって要請することが困難又は緊急やむを得ない場合は、口頭、ファックス又は電子メールで要請し、その後、速やかに書面で要請するものとする。

- 1) 調査要請年月日
- 2) 調査範囲
- 3) 調査内容
- 4) 担当者及び連絡先
- 5) その他必要な事項

- (2) 建設部長は、支援要請を行うに当たり、あらかじめ技術管理室長へその内容を連絡すること。
- (3) 第1項の要請に係る文書の送付は、甲の各地域振興局又は各支庁の建設部の長以下「建設部長」という。）から乙に対して行うものとする。
- (4) 協定書第5条に基づく調査を実施する者の報告は、書面（様式第2号）をもって行うものとする。

ただし、書面をもって報告することが困難又は緊急やむを得ない場合は、口頭、ファックス又は電子メールで行い、その後、速やかに書面を提出するものとする。
- (5) 調査は、路線又は支川等の区間（範囲）を指定して要請を行うものとし、被災箇所の脱漏等が生じて、調査した者の責としない。

7 調査の方法（第3条及び第5条関係）

協定書第3条に定める目視等による調査（以下「調査」という。）とは、レベルやトランシット等の機器を用いることなく、目視や巻尺・ポールを使用した簡易な調査による被害状況調査程度を原則とし、概要図（ポンチ絵）等で記録する。

8 調査を実施する者の身分証明について（第5条関係）

乙の会員が、支援要請に基づき調査を実施する際は、支援協力要請に基づく協会の活動であることを明らかにするため、協会が発行する身分証明書を携帯するとともに、腕章を着用するものとする。

9 報告内容等（第5条関係）

- (1) 協定書第5条に基づく調査結果の報告（以下「報告」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（様式第3号）をもって行うものとする。

ただし、書面をもって報告することが困難又は緊急やむを得ない場合は、ファックス又は電子メールで行い、その後、速やかに書面にて提出するものとする。

 - 1) 調査日時
 - 2) 調査した場所及び路線・河川名等
 - 3) 被災状況（被災箇所平面、横断、写真等）
 - 4) 調査した者及び連絡先
 - 5) その他報告を必要とする事項
- (2) 前項の報告に係る文書の提出は、要領2-(2)で送付のあった建設部長に対して行うものとする。

10 支援協力の連絡体制（第7条関係）

- (1) 甲にあっては、建設部長を、乙にあっては社団法人鹿児島県測量設計業協会長を、それぞれ連絡責任者と定め、各々の連絡責任者が協定書第7条第1項に規定する連絡体制を様式第4号（別紙）により定めるものとする。
- (2) 協定書第7条第2項に基づく報告は、様式第4号によるものとする。
- (3) 建設部長は、前項の報告を行ったとき又は報告を受けたとき、速やかに写しを技術管理室長へ提出するものとする。

11 支援協力に関する連絡会の開催

- (1) 甲乙連絡責任者は、本協定の円滑な運用が図られるよう、双方の関係者からなる連絡会を開催し、以下について協議・調整を行うものとする。
 - ①双方の連絡体制の確認(身分証の発行状況(名簿)、実務窓口の確認)
 - ②地域振興局管内の公共土木施設等の状況や想定される災害等の確認
 - ③支援協力の範囲及び災害時の被害状況調査内容の確認
 - ④情報伝達訓練(年1回実施)
 - ⑤その他調整が必要な事項 など
- (2) 連絡会を開催した場合、建設部長は、会議録及び甲乙の連絡体制の写しを技術管理室長へ提出するものとする。
- (3) 技術管理室長は、前項の資料提出を受け、常に状況を把握しておくものとする。

12 情報提供及び情報管理

- (1) 建設部長は、大規模災害に備え、乙に対し、特に重要と思われる公共土木施設の名称・場所及び鹿児島県地域防災計画に基づく緊急輸送施設等、支援業務の遂行に必要な情報提供を行うものとする。
- (2) 乙は、甲から提供された情報について、適切な管理を行うこととし、協定に基づく支援業務以外の目的に使用しないこと。

大規模災害時における被害状況調査の支援協力 に関する協定の運用に係る留意事項

大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書の運用に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

1 支援協力に関する連絡会について

相互の関係者からなる連絡会の開催は、少なくとも年1回は開催することとし、初年度においては協定締結後速やかに、次年度以降は年度初め（遅くとも梅雨入りまで）に、各地域振興局毎に開催すること。

2 支援協力の内容について

- (1) 支援協力の内容については、実施要領及び各様式に定める範囲内に留めること。
（調査内容の追加、調査手法の限定などを強制しないこと。）
- (2) 運用上改善が必要となった場合、建設部長は、技術管理室長へ報告すること。
- (3) 技術管理室長は、建設部長からの報告があった場合は、協定書第11条に基づき乙と協議の上、実施要領等へ反映させ、統一的な運用が図られるよう努めること。

3 支援協力要請の基本的な考え方について

建設部長は、所管区域内の災害発生状況を総合的に勘案し、

- ①所管区域の所属職員で対応可能か否か
- ②局内の所属職員で対応可能か否か

を判断し、局所属職員のみでは被害状況の速やかな把握が困難であると判断した場合に、支援協力を要請すること。

4 調査実施上の注意事項

- (1) 調査を行う者は、調査を開始する前に各地域振興局担当者と打合せを行い、調査対象施設、調査範囲の確認を行うこと。
- (2) 建設部長は、調査範囲に重複が生じないように配慮するなど、円滑な支援協力の実施に努めること。
- (3) 建設部長にあつては、二次災害のおそれある状況下での調査を強要しないこと。
- (4) 乙の会員にあつては、支援協力に従事する者に対し、下記事項に係る研修を実施し、周知徹底を図ること。
 - ①作業時の安全確保に関すること（二次災害防止）
 - ②調査内容及び調査時の留意事項
- (5) 調査要請のあった範囲外において、被災を確認した場合には、調査を行う者はその旨を建設部長へ連絡すること。
- (6) 建設部長は、上記の連絡を受けた場合には、追加支援要請が必要か否かを判断し、適切な対応に努めること。

5 支援協力成果の活用

- (1) 支援協力の調査結果は、災害報告の参考資料として活用するものとし、被災箇所・施設の確認、災害適用の可否等については、各施設管理者の責において自ら行うこと。
- (2) 建設部が所管する以外他施設管理者施設の被災報告があった場合、建設部長は、当該施設管理者へ調査内容を提供すること。

6 関係機関との連絡調整について

建設部長は、協定書に基づく支援協力を要請した場合には、調査区域を所管する警察及び消防等に対し、災害調査を実施する者の立入りへの配慮を要請し、円滑な支援協力の実施が図られるよう努めること。

令和2年3月26日一部改定

令和2年5月28日一部改定